

ついて適用し、平成17年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第46号

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号イ中「に規定する国立療養所」を「の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。
- 2 平成16年4月1日前に改正前の熊本県看護師等修学資金貸与条例第7条第1号イに規定する施設において看護職員の業務に従事した者は、改正後の熊本県看護師等修学資金貸与条例の規定の適用については、当該施設に従事した期間に相当する期間、同条例第7条第1号イに規定する施設において看護職員の業務に従事した者とみなす。

熊本県森林整備資金貸付条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第47号

熊本県森林整備資金貸付条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

熊本県森林整備資金貸付条例の一部を改正する条例（平成10年熊本県条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「及び平成7年4月1日」を「、平成7年4月1日」に改め、「施行日以後の利率」の次に「及び平成7年度前に貸し付けた貸付金の熊本県森林整備資金貸付条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成16年熊本県条例第 号）の施行の日（以下「新施行日」という。）以後の利率」を、「平成7年度前に貸し付けた貸付金の」の次に「新施行日前の」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第48号

風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和45年熊本県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第13号ウ中「第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業をいう。次条において同じ。）」に改める。

第3条第25号中「第一種電気通信事業」を「認定電気通信事業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県開発区域の面積の特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年6月17日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県条例第49号

熊本県開発区域の面積の特例を定める条例の一部を改正する条例

熊本県開発区域の面積の特例を定める条例（平成15年熊本県条例第31号）の一部を次のように改正する。

題名中「区域の面積」を「行為の規模等」に改める。

本則中「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）」を「法第34条第10号イの開発区域の面積は、政令」に、「基づき、」を「より、次の」に、「並びに開発区域の面積を次のとおり定める」を「に限り、5ヘクタールとする」に改め、本則の表を次のように改め、本則を第3条とし、同条に見出しとして「（市街化調整区域における開発行為に係る面積の特例）」を付す。